

弁護人様

六月二三日付のお手紙をうけとっております。

冒頭陳述に関する問いあわせの件ですが、

一、A被告人の身上、経歴についてV

被告人質問のときにでもすこしふれることになりましたかもしれませんが、冒頭陳述においては不必要とおもっております。

ただどうしてもふれておくというのであれば、

一九八二年九月二日 山鼻郵便局第二集配課勤務

一九八六年四月二四日 本件との関連で起訴休職処分

を述べておきます。

二、AA三六セとのかかわり、判決正本の拾得とその後の経過についてV

前回記した以上のことを現在述べておこうとはおもいません。

証人のだれかがこのことに関連して証言するとして、それを

慶小まえつつへ被告人質問等で証言していることとおもいます。

予盾点等をださないように証言プランを（共有しつっ!?）

構想するという方法も可能なのでしようが、その意欲が現在の

△被告人Vにはありません。

三 △二月と三月の期日に傍聴に赴いた動機、経緯、それぞれの期日での被告人の行動などV

いづれについても前回に記した以上のことを冒頭陳述にかきとめておこうとはおもいません。

未知あるいは未定の（行為）のまえに、現在、殺せられているすべての（ものたちによる）（ことば）は死んでいるようにおもわれるから。

△被告人Vとしましては、証言（予定）者や、打ちあわせに参加するひとたちの意見を十分・参考にしつつ、冒頭陳述書を作成していたが、~~書き~~けたらへどんなものでもかまわれないとおもっております。お手紙でおっしゃられているように、もし冒頭陳述の作成が△不可能Vなのであれば、冒頭陳述書△なしVでやっていたかどうか、△刑回お送りいたしました△被告人Vのメモと、今回のこの手紙△を併せて冒頭陳述書として提出していただいてもかまいません。

いずれにいたしましても、供述調書 同様 冒頭陳述書あるいは  
 他者による証言を(相互の?)証言のなかで 訂正V 反転V  
 することも可能とかんがえております。

なお、お送りくださった証言(予定陳述者の証言要旨につき)  
 ましてほ、現在よりは 入視V 気もしません。(と記しております)  
 一九八七年 六月二十八日

根本健司

The World of dream and fantasir  
**札幌特別公演**

日本最高 最大の  
 ビッグショー  
 最新プログラム  
**押へピチバン**

いま、サーカスが新鮮だ!

